

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学けいはんなモビリティオークション実証実験プロジェクト車両利用に関する要領

令和4年11月10日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）地域共創推進室が実施するけいはんなモビリティオークション実証実験プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）で使用する車両（以下「実験用車両」という。）の適正な使用及びその良好な維持管理を行うため、本プロジェクトの会員による実験用車両の利用に関し、必要な事項を定める。

(使用の原則)

第2条 実験用車両は、本プロジェクトの活動の円滑な遂行のため必要がある場合に限り、使用することができる。

(管理責任者及び使用責任者)

第3条 本学の先端科学技術研究科長を実験用車両の管理責任者とする。

2 本プロジェクトの代表者を実験用車両の使用責任者とする。

(運転者の資格)

第4条 実験用車両を運転する者（以下「運転者」という。）は、事前に実験用車両運転者申請書（別紙様式。次項及び第6条において「申請書」という。）を使用責任者に提出し、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学実験用車両使用要領（平成21年3月26日学長裁定。第9条において「実験用車両使用要領」という。）第4条の規定による登録を受けなければならない。

2 運転者の追加又は変更がある場合は、その都度、使用責任者に申請書を提出し、管理責任者の承認を受けるものとする。

(維持管理)

第5条 実験用車両を使用する本プロジェクトの会員（以下この条において「会員」という。）は、実験用車両の維持管理に係る費用の一部として、次の各号に掲げる経費を負担するものとし、本学が発行する請求書に指定する銀行口座宛に、請求書に記載する期日までに支払うものとする。

- (1) 登録料（一会員当たり） 15万円（令和6年4月から令和7年1月までの間の使用）
- (2) 維持管理料（運転者一人当たり） 5千円（令和6年4月から令和7年1月までの間の使用）
- (3) 共通経費 登録料及び維持管理料の合算額の30パーセントに相当す

る額

- (4) 消費税及び地方消費税の相当額 前3号に掲げる経費を合算した額に対する消費税及び地方消費税の相当額
- 2 前項の規定にかかわらず、会員から共有の設備の提供がある場合、学長は、登録料を減額することができる。登録料の減額に関し必要な事項は別に定める。
- 3 会員は、運転者の追加がある場合、第1項第2号の維持管理料及び当該維持管理料の30パーセントに相当する額の合算額並びに当該合算額に対する消費税及び地方消費税の相当額を追加で支払う。
- 4 前3項に基づき会員から本学に支払われた金員は、本学はこれを返還しない。
- 5 前項の規定にかかわらず、実験用車両の使用期間終了日より前に実証実験が終了した場合、会員は、本学に不用となった額の返還を請求することができる。
- 6 本学は、前項に基づく会員からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。ただし、登録料に係る部分については返還しない。

(事故発生時の措置)

- 第6条 運転者は、実験用車両運転中の事故により、他に損害を与え、又は受けたときは、直ちに事故の日時、場所、原因等を確認の上、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する所定の手続を行うとともに、申請書に記載している自機関の担当責任者に直ちに報告し、当該担当責任者から使用責任者に報告し、その指示を受け、これに従わなければならない。
- 2 使用責任者は、事故の概況及び講じた措置等について、速やかに管理責任者を通じて学長に報告しなければならない。
 - 3 運転者は、実験用車両運転中の事故に関し、被害者、加害者その他の当該事故における当事者との間で補償等に関する交渉をしてはならない。

(運転者の責務)

- 第7条 運転者は、この要領及び関係法令等を遵守し、事故の防止に努めなければならない。

(事故による損害賠償)

- 第8条 実験用車両運転中の人身事故により他に与えた損害の賠償は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づき行うものとする。
- 2 前項の賠償について、自動車損害賠償責任保険だけでその損害を賠償できない場合は、任意で加入する自動車保険により補填するものとする。
 - 3 実験用車両運転中の物損事故により他に与えた損害の賠償その他の第1項に規定する損害に該当しない損害の賠償に関しては、使用責任者の判断により行うものとする。

- 4 運転者は、故意又は重大な過失により事故を発生させた場合は、その損害を賠償する責めを負うものとする。
- 5 前項の場合において、本学が事故により損害が生じた第三者への当該損害を賠償したときは、運転者は、本学からの賠償額全額の求償に応じるものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、実験用車両の使用に関し必要な事項は、実験用車両使用要領によるものとする。

附 則

この要領は、令和4年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別紙様式（第4条関係）

使用責任者	担当コード イナーター	担当者

(元号) 年 月 日

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
実験用車両使用責任者 殿

機関名)
担当責任者)

印

実験用車両運転者申請書

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学けいはんなモビリティオークション実証実験プロジェクト車両利用に関する要領第4条に基づき、実験用車両を用いて行う研究に協力する者として、下記の者を申請する。各対象者の詳細は別紙のとおり。

記

所 属	職 名	氏 名

別 紙

所属	職名	氏名

所属先メールアドレス	
運転免許証の登録年月日 (自動車免許取得日)	
運転免許証の種類	
運転免許証番号	
運転経験年数	

※ 担当責任者は、運転者として申請しようとする者が運転免許証を所持していることを必ず確認ください。